

三重県入札等監視委員会 審議概要(令和7年度 第4回)

開催日時	令和8年2月24日(火曜日)14時00分から16時00分まで	
開催場所	JA三重健保会館 3階 大研修室	
出席委員	委員長 酒井 俊典 副委員長 岡島 賢治 委員 山田 梨津子 委員 山崎 美幸 委員 加藤 拓也 <div style="text-align: right;">委員5名中5名出席</div>	
審議対象期間	令和7年10月1日から令和7年12月31日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次頁以降のとおり	次頁以降のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	特になし	

三重県入札等監視委員会 令和7年度 第4回定例会

意見・質問

回答

1 報告事項

入札参加資格停止等の運用状況一覧表

・契約締結後に辞退した案件があるが、その理由は何か。

・次回までに確認することとする。

低入札調査一覧表

該当案件なし

—

談合情報一覧表

該当案件なし

—

1者入札契約一覧表

入札不調一覧表

・想定される入札不調の要因が「配置技術者の確保困難」で、再公告時の対応が「一定期間において再公告」となっているものがある。どの程度期間において再公告したのか。

・次回までに確認することとする。

2 入札・契約抽出事案の審議について

番号1 鈴鹿川沿岸7期地区高度水利機能確保基盤整備事業 近鉄横断部用水路その1工事[四日市農林事務所]

・本案件は一度入札不調となっている。時期をずらせば該当の技術者が確保できる見込みがあったため、期間において再公告したのか。

・通常は速やかに再公告の準備をするが、今回の入札不調は時期的な問題と考え、約2か月期間において再公告した。

・参加資格を満たす業者数が県内に3者とのことだが、近鉄の工事を行うことができる県内業者は3者のみなのか。

・その通りである。

・本案件を落札した業者は県内業者か。

・その通りである。

・7年前の同様の工事も、入札参加資格を満たす業者数は本案件と同じで、2者参加があり、落札率は90%であった。そこから7年経ち、本案件は2回目の公告で1者入札となり、しかも落札率100%という厳しい結果であった。今回と7年前の違いについて、理由を分析しているか。

・7年前の工事と本案件では工事内容が異なる。7年前はシールド工法であり、工事規模が本案件よりも大きい5000万円程度であったことから、2者の参加となったと推察している。

・本案件は近鉄が認定する資格が必要とのことだが、入札参加資格を満たす業者数を増やすためには、事業者側(近鉄)が認定した資格を持つ人を増やす必要があるとの理解で良いか。

・近鉄から業者に対して、資格取得の働きかけをしているかは不明である。

・本案件は近鉄の関係する工事であるが、近鉄以外の企業でも、今回のように認定された人の配置を求めることはあるのか。

・JR等の鉄道関係については同様の制度を設けていると聞いている。

意見・質問	回答
<p>・再公告時に他の工事の状況も勘案して設計を一部変更し価格が変更となったとのことだが、その内容は何か。</p>	<p>・初回の公告時点では約3600万円の工事であった。再公告時には他工事の土が流用可能となったため、再積算した結果3400万円となった。</p>
<p>・本案件は格付が本来BランクのみのところをAランクも加えたとのことだが、それは最初からその予定であったのか、それとも一度入札不調となったため、再公告時に見直したのか、どちらなのか。</p>	<p>・初回の公告時点では約3600万円の工事のため、標準でAまたはBランクが該当となり、そのまま要件とした。再公告時に3400万円に減額となったため、標準ではBランクのみが対象となるが、近鉄の施工が可能な企業は全てAランクのため、Bランクのみでは入札不調となることから、再公告時もAまたはBランクとした。</p>
<p>・地域要件について、どのような考えで設定したのか。</p>	<p>・地域要件について、標準では鈴鹿市内の業者を対象とする事業規模である。しかし、7年前も2者で高落札であった結果を考慮し、地域要件は設定しない方が良いと判断し、初回から地域要件を設定していない。再公告時も参加者を確保するため地域要件を設定しなかった。</p>
<p>・設計金額が下がった状態で再公告して入札参加者がいたというのは、工事内容の変更が影響したのか。</p>	<p>・本案件は非常に小規模の工事であり、Aランクの業者が取りに来るような工事ではないという想定である。9月末は他の工事が多くあり、予定が見通せない業者が入札に参加し辛かったと考える。12月の再公告は施工条件を何も変えなかったが、ある程度今年の工事の見込みが立った業者が参加すると期待していたところ、1者であったが参加があった状況であると考えている。</p>
<p>番号2 二級河川真名川(左岸) 令和7年河川災害復旧(国災第15号、第16号)工事[桑名建設事務所]</p>	
<p>・無効となった3者に関しては最低制限価格での入札で、残りの2者は落札率100%の入札ということで良いか。</p>	<p>・その通りである。</p>
<p>・一抜け方式に関しては、今回5件の工事で設定しているが、本案件を落札した業者は、5件全てに参加している。他の工事に全て入札参加している業者と、そうでない業者の違いは何か。</p>	<p>・今回の工事の起因となった災害は全ていなべ市藤原町で発生した。そのため、指名業者として藤原地域の業者を全て選び、その他は実績もさることながら、災害現場の近さ等も考慮した上で今回の指名とした。</p>
<p>・地域的なことを考慮し全て指名された業者と、一部を指名された業者がいる。要領に従い6業者ずつ指名していると思うが、一抜け方式で工事件数が多い場合に指名業者数を増やすことは可能なのか。</p>	<p>・一抜け方式の場合は6者以上となっているので、指名業者を6者から増やすことは可能である。</p>
<p>・2件目の案件の落札候補者となった業者は、3件目以降の入札で無効となっている。これは2件目の工事の落札候補者となったため、3件目以降の案件の入札が無効になるということか。</p>	<p>・その通りである。</p>

意見・質問	回答
<p>・今回の入札結果について、最初に開札した案件は落札率が低く、最後に開札した案件は落札率は高くなっている。一抜け方式は大抵本案件と同様の傾向となるのか、工事の内容や金額により今回は落札率が高くなったのか、どちらか。</p>	<p>・一抜け方式はルールとして金額の大きいものから開札をすることになっているが、業者によって取りたい工事とそうでない工事があり、入札の仕方も変わってくるため、必ずしも最後に開札した案件の落札率が高くなる訳ではない。</p>
<p>・災害が6月に発生し、今回10月に入札ということで、災害発生から結構期間が開いている印象である。現場の写真をみると災害発生箇所と家屋が近く危険性が高いように思われるが、災害発生から入札までの時間の開きについての考えを聞きたい。</p>	<p>・現場の写真では家屋が近くにあるように見えるが、実際は道路もあり、災害発生箇所と家屋はかなり離れている。今回の災害発生箇所については、堤防の基礎は問題ないため、ブルーシートを張り、その後の侵食を防ぐ対処をしている。 また、河川工事のため、可能であれば11月の渇水期から工事を開始したいということもあり、国の災害査定を受けた後にすぐ発注を進めて入札をかけたという状況である。</p>
<p>・一抜け方式の4件目は落札率が約94%で、5件目の本案件は落札率が100%であった。両方も予定価格はほぼ同じであるが、このような違いが生じたのは、工事内容が影響したのか。</p>	<p>・その影響も考えられる。5件目の落札候補者に状況を確認したところ、今回の災害を起因とする工事は県だけでなく、いなべ市もあり、本案件以降の工事も考慮し、積極的に取りに行けなかったと聞いている。</p>
<p>番号3 地質調査業務委託(津市雲出長常町)[中勢水道事務所]</p>	
<p>・全ての業者が予定価格で入札しているが、その理由として考えられることは何か。</p>	<p>・今回は周囲に工場が多くある道路において実施する調査だが、周辺施設の道路の利用状況を考慮する必要があり、調査箇所の大半が夜間や休日に実施する可能性があることを特記仕様書に記載しており、その経費の算出等について不明確であったため、予定価格で入札をしたと推測している。</p>
<p>・入札参加者が全て予定価格で入札したということは、この金額での業務が難しいと業者が考えたと思われるが、積算が十分かどうかの考察はしたのか。</p>	<p>・今回の積算は昼間の業務として積算しており、実際の状況に合わせ必要であれば契約の変更等ということも考えていたが、今回の結果からすると、もう少し費用を計上した方が良かったと考える。</p>
<p>・地質調査は、過去の類似案件を見ると入札参加者が多く競争力が働く案件という認識である。その中で9者を選定する条件を会議の中で決めていると思うが、今回の9者を選定された要件等は何か。</p>	<p>・主にこれまでの実績や、技術者の数等から総合的に判断した。</p>
<p>・事務所の中で年に1回程度このような調査業務があるとのことだが、毎回9者選定するにあたり、その9者はばらつきがあるものなのか、これまでの事業実績等により結構被るものなのか、選定時に意識していることはあるか。</p>	<p>・良いと思われる県内の業者を選定し、残りを県外の業者としている。</p>
<p>・夜間や休日の業務となるか不確定のため積算は日中の業務としたとのことだが、特記仕様書の中で夜間や休日の作業となった場合は協議により変更が可能と記載することやアナウンスすることは可能なのか。</p>	<p>・アナウンスはできたと考える。</p>

意見・質問	回答
<p>・今回は斜め打ちの、しかも杭をめぐらして行うスキルの必要なボーリングであるが、その特殊性は積算に反映されているのか。</p>	<p>・一般的な斜めボーリングとして積算している。</p>
<p>番号4 伊賀警察署建築工事設計業務委託[警察本部]</p>	
<p>・プロポーザル方式の中で落札者の技術提案書の点数が非常に良かったという話であったが、どのような点が良かったのか。</p>	<p>・もともと警察本部の方で基本計画を策定し、その中でどのような警察が良いかを詰めていたが、落札者については、その計画に対し非常に忠実に、しかも進化した形で、細部まで詰められた計画を作成していたので、非常に良い審査結果となった。審査員全員からよく突き詰められた良い案だと言われていた。警察署の内部は非常に複雑だが、複雑な平面計画に対して、しっかりとゾーニングやセキュリティといった点が整理されていたことが最も評価が高かった要因だと考える。</p>
<p>・実際に設計し建設するまでに、どのようなステップを踏んでいくのか、今後のスケジュールを教えて欲しい。</p>	<p>・概ね4月に基本設計をまとめ概算等を一旦算出し、令和9年3月までが実施設計となり、手続き等も合わせて全て終了するスケジュールである。その後、工事業者の選定を行い、そこから2年間程度の工期になると考える。</p>
<p>・今回7者が参加しているが、その7者というのは他の地域においても警察署の設計等に携わっている業者が多いのか。県内外の事業者の状況、例えば東京等の都市部の業者が多い等についても教えて欲しい。</p>	<p>・今回の7者は全て全国のどこかの警察署、警察施設を手がけた実績がある。また、今回の落札者に関しては非常に大手であり、警視庁の警察署等を多く手掛けており、東京にも支本社がある。その他の業者についても、よく見聞きする業者であり、全く初めてという業者の参加はなかった。</p>
<p>・本案件について、警察署等の設計実績のない業者の参入は難しいのか。</p>	<p>・一般の事務庁舎とは異なる特殊な施設を建物内に含むため、多少のノウハウがなければ参入は難しいと考える。</p>
<p>その他</p>	
<p>・次回、令和8年度第1回三重県入札等監視委員会の開催は今後予定を調整する。</p>	